

岩手県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字六ヶ浦263の2、263の5、263の6、282の1から282の3まで、294、295の1から295の3まで、297の1から297の4まで、300の1から300の3まで、301の1から301の3まで、365の1から365の3まで、371の2、371の4、371の6、371の7、377の1から377の3まで、378の2、378の4、378の5、380の1、380の2、380の6から380の9まで、字山田1の1、1の14から1の17まで、1の26、1の29から1の40まで、字大祝1の1、1の6から1の9まで、1の13、1の22、16の2、16の4、字黒崎9の27（次の図に示す部分に限る。）、9の1、9の3、9の6から9の17まで、9の20、9の21、9の23から9の26まで、9の28から9の36まで、9の39、11の1、17の1、17の9、18の1、20、47の1、47の2、49、字岩倉10の1、11の1

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。